

新潟県条例第10号

新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 行政財産使用料の基準				別表（第2条関係） 行政財産使用料の基準			
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）
（略）				（略）			
建物	広告物		（略）	建物	広告物		（略）
	太陽光発電設備		太陽光発電設備を設置する場所その他の事情を考慮して知事が別に定める額				
（略）				（略）			
備考（略）				備考（略）			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。